(条例別表第1 建築物用(道路及び 公園、緑地その他これらに類するも の以外用))

### 適合状況項目表

(第1面)

# 【1 敷地内の通路(屋外)】

	整備基準			整備の状況	備考			
1 -	and the same the same and the same that the same and the			VIN - V VVII	WIN C			
	用する			□有・□無				
(7	ない場	合は、	2~22 は記入しないこと。)	·				
	2 3	表面を	滑りにくく、平たんにすること。	□有・□無				
	3 ħ	黄断す	る排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャ	□排水溝がない				
	スク	ター等	が落ち込まないものとすること。	□有・□無				
	4	段があ	らる部分は、【4 階段(不特定多数の	TEN.2820				
	者	又は主	Eとして高齢者、障害者等が利用するも	□段がない				
章 特	の)	] に	準ずる構造とすること。	□有・□無				
夏 定	5 f	傾斜路	各の有無					
障害者等が利用する経路がある場合不特定多数の者又は主として高齢者	(7	ない場	易合は、6~9は記入しないこと。)	□有・□無				
利の書		6	表面を粗面とし、又は滑りにくい材料					
障害者等が利用する経路がある場合へ特定多数の者又は主として高齢者、		7	仕上げること。	□有・□無				
りるは		7	手すりの設置の有無					
経と	傾		手すりが必要な場合					
いがして	斜路	,,,,	・勾配が 1/12 を超える場合	□手すり不要				
あ高	から		・高さが 16cm を超え、かつ勾配が 1/20	□有・□無				
場影	あ		を超える場合					
合气	ある場合	0						
	答		色等によりその存在を容易に識別で	□有・□無				
		5	るものとすること。	口むなのわてもよ				
		9	両側に転落を防ぐ構造を設けること	□転落のおそれな				
		(	(側面が壁面の場合を除く。)。					
10 1				□有・□無				
1			経路・便所までの経路の有無 11、20ときによりないこと。	□有・□無				
(/	よい場	合は、	11~22 は記入しないこと。)					
	11 7	有効帽	蝠員:140 cm以上	上 最小有効幅員				
				( cm)				
	12			□有・□無				
	()	よいる	易合は、13 及び 14 は記入しないこと。) 					
		があ 13 傾斜路の併設の有無		□有・□無				
<b>4</b> 11	る場	合	14 昇降機の併設の有無	□有・□無				
の経利用品	15 傾斜路の有無			□ <b>≠</b> □/m:				
の経路)	(7	ない場	易合は、16~19 は記入しないこと。)	□有・□無				
11/		16	有効幅員					
又は便 化経路			段に代わるもの: 140 cm以上	最小有効幅員				
)	偱		段に併設するもの:90cm以上	( cm)				
覚し	傾斜路が	17	傾斜路の勾配:1/15 以下(高さ 16cm	最大勾配				
でかか	路が		以下の場合は、勾配 1/8 以下)	(1/)				
経ら記	あ		高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150 cm以					
路用	ある場合		この踊場を設けること (勾配が 1/20 を	□高さ 75 cm未満				
が屋	合		望える場合)。	□有・□無				
る誤等			傾斜路の始点及び終点の水平な部分	最小長さ				
又は便所までの経路がある場合に経路(道等から利用居室等まで			)長さ:150 cm以上	( cm)				
	20 7	戸の有						
	(7	ない場	場合は、21 及び22 は記入しないこと。)	□有・□無				
			高齢者、障害者等が容易に開閉して通	□常に開放				
	戸		同即有、障害有等が各参に開闭して囲 記できる構造とすること。	□有・□無				
	場合があ	旭	はくこの特性にそのとに。					
	ロる	22	前後に高低差がないこと。	□高低差あり				
			114 D Internal of CO	□高低差なし				

### 【2 廊下等 (屋内)】

. –	/2-10-1	VIII 4/ 1		
		整 備 基 準	整備の状況	備考
		多数の者又は主として高齢者、障害者等の利 (ない場合は、2~22は記入しないこと。)	□有・□無	
	2 -	表面を滑りにくく、平たんにすること。	□有・□無	
障害者等不特定多		黄断する排水溝の蓋は、つえ、車椅子のキャ ター等が落ち込まないものとすること。	□排水溝がない □有・□無	
	者	段がある部分は、【4 階段(不特定多数の 又は主として高齢者、障害者等が利用するも )】に準ずる構造とすること。	□段がない □有・□無	
が利用数の実		頃斜路の有無 ない場合は、6~9は記入しないこと。)	□有・□無	
でするも		6 表面を粗面とし、又は滑りにくい材料 で仕上げること。	□有・□無	
障害者等が利用するものがある場合、不特定多数の者又は主として高齢者、	傾斜路がある場合	<ul><li>7 手すりの設置の有無</li><li>※手すりが必要な場合</li><li>・勾配が 1/12 を超える場合</li><li>・高さが 16cm を超える場合</li></ul>	□手すり不要 □有・□無	
	る場合	8 色等によりその存在を容易に識別できるものとすること。	□有・□無	
		9 両側に転落を防ぐ構造を設けること (側面が壁面の場合を除く。)。	<ul><li>□転落のおそれな</li><li>し</li><li>□有・□無</li></ul>	
		 滑化経路・便所までの経路等の有無 合は、11~22 は記入しないこと。)	□有・□無	
		有効幅員:140 cm以上	最小有効幅員 (cm)	
		段の有無 ない場合は、13 及び 14 は記入しないこと。)	□有・□無	
	段があ	13 傾斜路の併設の有無	□有・□無	
	台ある	14 昇降機の併設の有無	□有・□無	
所までの 用円滑化		頃斜路の有無 ない場合は、16~19 は記入しないこと。)	□有・□無	
便所までの経路又は地下街の通路がある場合利用円滑化経路、利用居室内の主要な通路、	傾	16 有効幅員 段に代わるもの:140 cm以上 段に併設するもの:90cm 以上	最小有効幅員 (cm)	
作者の居室内	傾斜路がある場合	17 傾斜路の勾配:1/12以下(高さ16cm 以下の場合は、勾配1/8以下)	最大勾配 (1/)	
<b>迪路があ</b> の主要な	る場合	18 高さ 75cm 以内ごとに踏幅が 150 cm以 上の踊場を設けること。	□高さ 75 cm未満 □有・□無	
5通路、		19 傾斜路の始点及び終点の水平な部分 の長さ:150 cm以上	最小長さ ( cm)	
		戸の有無 ない場合は、21 及び 22 は記入しないこと。)	□有・□無	
	戸があ	21 高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。	□常に開放 □有・□無	
	場合る	22 前後に高低差がないこと。	□高低差あり □高低差なし	

## 【3 出入口(利用円滑化経路を構成するもの又は地下街のもの)】

			整 備 基 準	整備の状況	備考
1	1 利用円滑化経路を構成する出入口又は地下街の出 入口の有無(ない場合は2~7は記入しないこと。)			□有・□無	
	/CH V/F	, ('c	2 直接地上へ通ずる出入口のう	最小有効幅員	
		有	ち1以上:90cm以上	( cm) □その他の出入口	
	<b>4</b> 11	有効幅員		がない	
	山用	員	3 その他の出入口:80cm以上	最小有効幅員	
出	1 円 円			( cm)	
	[号花	4	Fルたきルナナムハン し	□段あり	
かあ	は経路		段を設けないこと。	□段なし	
出入口がある場合	出入口又は地下街の出入口又は地下街の利用円滑化経路を構成する	(	戸の有無 (ない場合は、6及び7は記入しないこ:。)	□有・□無	
	る	=	6 高齢者、障害者等が容易に開閉	□常に開放	
		場合 戸があ	して通過できる構造とすること。	□有・□無	
		合ある	7 前後に高低差がないこと。	□高低差あり □高低差なし	
[ 4	4 階段	(不特	定多数の者又は主として高齢者、障害者		
		£. Mr	整備基準	整備の状況	備考
1	利用する	階段0	の者又は主として高齢者、障害者等が の有無 2~7は記入しないこと。)	□有・□無	
		0	国の歴史して シェン	□回り階段あり	
	小 高 特	2	回り階段としないこと。	□回り階段なし	
する	一齢定	3	手すりを設けること。	□有・□無	
階	高齢者、障害者等が利用不特定多数の者又は主として		段鼻を滑りにくくすること。	□有・□無	
する階段がある場合			表面は、粗面とし、又は滑りにくい材 ・で仕上げること。	□有・□無	
る場合		6 0	色等により段を容易に識別できるも )とすること。	□有・□無	
			段鼻をつまずきにくい構造とするこ	□有・□無	
[:	5 エレヘ	ベータ・	ー (利用円滑化経路を構成するもの)】		
Ē			整備基準	整備の状況	備考
1	エレベ	ーター	一の設置要件		
			かの設置要件に該当するか否か。		
			備計画届出書【7】ロの新築等の部分		
	欄が 1,		_	□該当する	口灯空机里
	※子(X 上	1 百多	数が3階以上かつ床面積が2,000 m以	□該当しない	□任意設置
		住宅:	: 階数が3階以上かつ50戸超		
			圣路を構成する場合		
	(該当す	る場合	合は、2~16 を記入すること。)		
	2 籠の	)奥行	き:135 ㎝以上	最小長さ ( cm)	
工	3 出入口の有効幅員:80cm以上			有効幅員	
レベー				( cm)	
ター		用駐車	等、車椅子使用者用便房及び車椅子使 「施設のある階並びに地上階に停止す	□有・□無	
がある場合	乗降口と	<u></u>	5 高低差がないこと。	□高低差あり □高低差なし	
台			6 幅・奥行き:150 cm以上	最小長さ ( cm)	
	7 車材を設け		用者の利用に配慮した操作ボタン等	□有・□無	

			整	集 備 基 準	整備の状況	備考
	8		二予定階及	及び現在位置の表示装置を設ける	□有・□無	
	9		ロビーに dを設ける	、到着する籠の昇降方向を表示す。こと。	□有・□無	
	10			)者の利用の有無 11 及び 12 は記入しないこと。)	□有・□無	
/	ヾ  利	川用が oる場	11 籠の	D幅:140 cm以上	最小長さ ( cm)	
Z				を車椅子の転回に支障がない構造 ること。	□有・□無	
なるとは	易 13			の者又は視覚障害者の利用の有無 14~16は記入しないこと。)	□有・□無	
		用が		着階と戸の閉鎖を音声により知ら 装置を設けること。	□有・□無	
		る場		作ボタン等を点字等視覚障害者が に操作できる構造とすること。	□有・□無	
		I		D昇降方向を音声により知らせる を設けること。	□有・□無	
	[6	便所	(不特定多	数の者又は主として高齢者、障害	<b>考</b> 笔が利用するもの) <b>【</b>	
Γ	10	12//1		至 備 基 準	整備の状況	備考
	利				□有・□無	
			没の有無 ない場合に	は、3~5は記入しないこと。)	□有・□無	
	不		頃斜路のでない場合に	有無 は、4及び5は記入しないこと。)	□有・□無	
	特		4	傾斜路の勾配:1/12以下(高さ	最大勾配	
	正多	傾斜路	路が 16cm以下の場合は、勾配 1/8 以下)		(1/ )	
	不特定多数の者又は主とし	ある場	場合 5 表面を粗面とし、又は滑りにく い材料で仕上げること。		□有・□無	
	又 <i>l</i> :†	6 F	末の表面を	を滑りにくくすること。	□有・□無	
	主とし	各便所の1 7 洋式便器を設けること。 以上の便房			□有・□無	
					□有・□無	
	て高齢者、		床置式等	近い小便器の周囲に手すりを設 等とすること。	□小便器がない □有・□無	
		附帯設備の	の面積 (1, (	000 m <sup>2</sup> 以下(公衆便所は 50 m <sup>2</sup> 未満)		
	障害者等が利用する便所がある場合		び 12 <b>※</b> 設t	設置対象外の用途の場合は、11 及 は記入しないこと。) 置対象外の用途	□1,000 ㎡超(公衆 便所 50 ㎡以上) □1,000 ㎡以下(公	
	る便所が		る	にやさしい街づくりの推進に関す 条例施行規則(以下「規則」とい 、) 第3条第1号イ、ハ、ホ、ル、	衆便所 50 ㎡未満、 対象外の用途を含 む。)	
	ある場合	設置	第	、ワ若しくはカ、第2号、第3号、 5号、第6号、第8号、第12号又 第13号		
				幼児用椅子等を設けること。	□有・□無	□任意設置
		1	19 到	幼児用ベッド笔を設けること	□右・□無	│ │□任音設置

(第5面)

			整 備 基 準	整備の状況	備考
障害者等が利用する便所がある場合不特定多数の者又は主として高齢者、	附帯設備の設置	13 特定施設整備計画届出書【7】イ欄の面積 (2,000 ㎡未満(公衆便所は50 ㎡未満) 又は設置対象外の用途の場合は、14 は 記入しないこと。) ※設置対象外の用途 規則第3条第1号カ、第2号、第3 号、第6号又は第8号		□2,000 ㎡以上(公 衆便所 50 ㎡以上) □2,000 ㎡未満(公 衆便所 50 ㎡未満、 対象外の用途を含 む。)	
ある場合		77	オストライト対応設備(水柱番具、 売物流し、トイレットペーパーホルダー、手荷物置き台及び鏡)を設けるこ	□有・□無	□任意設置
[7	車椅子	使用	者用便房】		
			整備基準	整備の状況	備考
2 / X	1,000 r 〜9は 規則第	ri以下 記入し 3 条道	計画届出書【7】ハの合計欄の面積 (公衆便所は50㎡未満)の場合は、 ないこと。) 第3号及び規則第3条第6号の場合 多数の者等が利用する部分の面積に限	□1,000 ㎡超(公衆 便所 50 ㎡以上) □1,000 ㎡以下(公 衆便所 50 ㎡未満)	□任意設置
		更房の	ある便所の出入口の有効幅員 : 80cm 以上	有効幅員 (cm)	
車椅子使用者用便房がある場合	便房の構造	出入口	<ul> <li>3 有効幅員:80cm以上</li> <li>4 戸を施錠の操作がしやすく、外部からも解錠することができ、高齢者、障害者等が容易に開閉して通過できる構造とすること。</li> <li>5 戸の前後に高低差がないこと。</li> </ul>	有効幅員 ( cm) □有・□無	
房がある場合		7	 レバー式又は光感知式等の水栓器具 備えた洗面台を設けること。 洋式便器を設けること。	□高低差なし□有・□無□右・□無	
		9	手すりを設けること。 車椅子使用者等が円滑に利用できる	□ □有・□無 □有・□無	
			分な空間を確保すること。		
[8	興行場	等の		1	T
			整 備 基 準 計画届出書【5】の客席数 場合は、2~10 は記入しないこと。)	整備の状況 □200 ㎡以上 □200 ㎡未満	備考
	2 }	数		( 席)	
車椅子	置	こ設け	から容易に到達でき、観覧しやすい位 ること。	□有・□無	
部分が			マとし、その表面は滑りにくく、平ること。	□有・□無	
<b>車椅子使用者が利用できる客席</b>	車 椅子	5	有効幅員:90cm以上	有効幅員 ( cm)	
する客席の	できる通路車椅子使用者が利用		段の有無 ない場合は、7~9は記入しないこ 。)	□有・□無	

		整	備基準	整備の状況		備考
I		7 傾斜	路の有無			
	由	(ない	場合は、8及び9は記入しないこ	□有・□無		
1	を帮り部分がある場合車椅子使用者が利用できる連絡 車椅子使用者が利用できる連路 また まんしょう おんしょう かんしょう かんしょう かんしょう かんしょう しょう かんしょう しょう かんしょう しょう かんしょう しょう かんしょう しょう しょう しょうしょう しょう しょう しょう しょう しょう し	と。)				
ŀ	ド子 車 た 棒	佰 。	原外股票与第二十/10 DIT (主义			
1	部質に学	傾 8 場路	傾斜路の勾配:1/12以下(高さ	最大勾配		
ľ	分者を傳	場路が	16cm 以下の場合は、勾配 1/8 以	(1/)		
7	部分がある。用者が利用できる通路子使用者が	合がし	下)	(1)		
-	帮力部分がある場合子使用者が利用できる通路 ■ できる通路	<del>5</del> 9	傾斜路の始点及び終点の水平	最小長さ		
	を帮り部分がある場合格子使用者が利用できる通路 車椅子使用者が利用でき		な部分の長さ:150cm以上	( cm)		
ľ	さる		は滑りにくく、平たんにするこ	( Oll)		
		٤.		□有・□無		
L	【9 車椅子		註車施設及び車椅子使用者が通行で	きる通路】		
Γ	F = 1 1/4 2	整	備基準	整備の状況		
ŀ	1 特定施		福出書【9】駐車台数	□25 台超		C. HILL
			は、2~7は記入しないこと。)	□25 日起 □25 台以下	□任意設置(	台)
ŀ	(20 口)		よ、2、2~(は記入しないこと。)			
	亩	2 数	III II Jordan Wee of G. N A. y. N.	( 台)		
	春		円滑化経路等の長さができるだ	□有・□無		
	車椅子使用者用駐車施設がある場合		なる位置に設けること。	·		
	用		場が建築物である場合、地上階又	□駐車場が建築物		
	者		円滑化経路を構成するエレベー	でない		
	用 駐	ターが	停止する階に設けること。	□有・□無		
	重			有効幅員		
	施設	5 有効	幅員:350 cm以上	( cm)		
	が			( 6.11.)		
	める	6 地面	又は床を水平とし、滑りにくく、			
	燙		にすること。	□有・□無		
L						
	7 主要な	出入口まで	での経路を構成する通路を利用円	□左,□無		
	滑化経路と同等の構造とすること。			□有・□無		
L	F	▼				
Г	【10 案内表		III. dd Mr.	del. 111. 11. No.	T	rus da
L		整	備基準	整備の状況		備考
			福出書【7】ハの合計欄の面積			
	(1,000)	m以下(公	衆便所は 50 m²未満)の場合は、	□1,000 ㎡超(公衆		
		記入しない		便所 50 m 以上)	□任意設置	
			号及び規則第3条第6号の場合	□1,000 m²以下(公		
	は、不	「特定多数の	り者等が利用する部分の面積に限	衆便所 50 ㎡未満)		
L	る。					
			2 廊下等の段がある部分及	□廊下等に段及び		
	不特定多数	ケの老フゖ	び傾斜がある部分の上端に	傾斜路がない		
	十村足多家 主として視		近接する部分	□有・□無		
	土としてが		3 傾斜路の傾斜がある部分	口値を収むない		
			の上端に近接する踊場の部	□傾斜路がない		
	点状ブロッ		分	□有・□無		
	設がある場合 4 階段の段がある部分の		4 階段の段がある部分の上	□階段がない		
			端に近接する踊場の部分	□有・□無		
Ī	5 視覚障	宇老利用口	- - - - - - - - - - - - - - - - - - -			
				□左. □無	口が空池型	
			『誘導設備等の設置の有無 とび7は記入しないこと。)	□有・□無	□任意設置	
L			(U・1 (4mL/N レ/よV 'C と。)			
	視覚障害者		6 車路に近接する部分	□有・□無		
	化経路を構			,		
	地内の通路		7 段がある部分及び傾斜が			
	ブロック等	学の敷設が	ある部分の上端に近接する	□有・□無		
1	ある場合		部分			

(第7面)

		•		
		整備基準	整備の状況	備考
	8 洋		□洋式便器及び手	
		示した標識を掲示すること。	すりがない	
	21	カ・ロイン (大)	□有・□無	
	9 乳	幼児用椅子等、乳幼児用ベッド等又はオ	□乳児用椅子等が	
7	スト	メイト対応設備が設けられている旨を	ない	
その他の案内表示	表示	した標識を掲示すること。	□有・□無	
他			□車椅子使用者用	
案		「椅子使用者用便房が設けられている旨	便房がない	
内	を表	示した標識を掲示すること。	□有・□無	
不示			□車椅子使用者用	
	11 車	椅子使用者用駐車施設の表示すること。	駐車施設がない	
			□有・□無	
	12 情	報提供のための案内設備の案内表示の	Entrantia de la compansión de la compans	
		、表記方法、文字の大きさ等を高齢者、	□案内設備がない	
		者等に配慮したものとすること。	□有・□無	
	7 00 like 1			
【11 ~	この他』	整備基準	整備の状況	備考
1 40	田田温	坐 畑 基 埠 比経路とするものに係る駐車場が建築物	監備の状況□駐車場が建築物	/
		地上階又は利用円滑化経路を構成する	□駐車場が建築物 ではない	
		一が停止する階に設けること。	□有・□無	
		用者用浴室等の有無	□.H □.w	
		は、3~8は記入しないこと。)	□有・□無	
(, %		互 特子使用者が円滑に利用できるよう浴		
亩		シャワー、手すり等を適切に配置し、十	□有・□無	
椅		空間を確保すること。		
子値		三面を粗面とし、又は滑りにくい材料で仕		
角		ずること。	□有・□無	
者用用		   	□段あり	
逧		に段を設けないこと。	□段なし	
至	出入口		有効幅員	
車椅子使用者用浴室等がある場合		6 有効幅員:80cm以上	( cm)	
める		7 戸を高齢者、障害者等が容易に開		
場		閉して通過できる構造とすること。	□有・□無	
百		8 戸の前後に高低差がないこと。	□高低差あり	
		8 戸の前後に高低差がないこと。	□高低差なし	
9 特	定施設整	修備計画届出書【7】イの合計欄が2,000 ㎡	□該当する □該当しない	
-	_	5】客室数が50室以上に該当するか否か。		□任意設置
(該	当する場	易合は、10~19 を記入すること。)		
	10 娄	女	( 室)	
			有効幅員	
		11 有効幅員:80cm以上	( cm)	
車	出	12 戸を高齢者、障害者等が容易に開		
椅	入口	閉して通過できる構造とすること。	□有・□無	
一一一		10 マの光線のマングイン マー	□高低差あり	
用		13 戸の前後に高低差がないこと。	□高低差なし	
角		14 車椅子使用者用客室の便所の有無		
客		(客室内にない場合又は客室と同じ	□有・□無	
= が		階に車椅子使用者用便房がある場合	口有。口無	
ある		は、15~18 は記入しないこと。)		
車椅子使用者用客室がある場合	便	15 便所【7 車椅子使用者用便房】	□有・□無	
合	所	に定める構造の便房を設けること。	·	
		16 出入口の有効幅員:80cm以上	有効幅員	
			( cm)	
		17 戸を高齢者、障害者等が容易に開	□有・□無	
		閉して通過できる構造とすること。	_ 11	

(第8面)

		整 備 基 準	整備の状況	備考
車椅子使	便所	18 戸の前後に高低差がないこと。	□高低差あり □高低差なし	
がある場合車椅子使用者用客室		谷室等を【11 その他】2の車椅子使用者 谷室等がある場合に定める構造とするこ	□客室内に浴室が ない □有・□無	
利用	するカ	数の者又は主として高齢者、障害者等が ウンター等を設置する場合は、高齢者、 利用に配慮したものを設けること。	□不特定多数の者 又は主として高齢 者、障害者等が利 用するカウンター 等がない □有・□無	

#### 【12 努力義務】

11 31/14233
規則第31条の特定施設の新築等をしようとする者の努力義務について措置したものを記入してください。

- (注意) 1 数字は算用数字を、単位はメートル法を用いてください。
  - 2 整備の状況欄は、該当する□にレ印を付すとともに、数字を記入してください。
  - 3 基準に適合しない場合には、「備考」欄に措置の状況を記入してください。
  - 4 規則第3条第1号イに掲げる用途に供する特定施設又は同条第2号に掲げる特定施設の場合は、「不特定多数の者又は主として高齢者、障害者が利用する」を「多数の者が利用する」に読み替えます。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。